

平成 23 年 3 月 24 日

建築コスト管理士の皆様

(社) 日本建築積算協会  
会長 藤上輝之

## 東日本大震災の被災者に対する C P D 規程の適用について

拝啓

未曾有の大震災でお亡くなりになった方々のご冥福をお祈りいたします。また、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、本年 3 月 3 1 日で建築コスト管理士の登録有効期限満了となる方々のうち、今回の東日本大震災で被災された方に対し、以下のように C P D 履修期間の変更を行います。

敬具

記

1. C P D 履修期間の延長
  - (1) 東日本大震災被災者に対する C P D 履修期間満了日を、平成 23 年 3 月 3 1 日から 6 月 3 0 日に変更します。
2. 適用される対象者（以下の全てに該当する方が対象です）
  - (1) 東北支部および関東支部に在籍している方、および単身赴任中で当該支部の管轄地域に本来の住居がある方。
  - (2) 今回の東日本大震災で被災し、C P D のための学習や単位登録が困難となった方。
  - (3) 本年 3 月 3 1 日で建築コスト管理士の登録有効期限満了となる方。
3. 適用の判定
  - (1) 原則として、対象者の自己申告によります。
  - (2) 被災状況について申告していただきます。
  - (3) 申告書は会誌に同封するとともに、ホームページ上からもダウンロードできるようにいたします。受付はファクシミリによります。
  - (4) 自己申告は、5 月 3 1 日をもって締め切ります。
4. C P D 登録単位の確定
  - (1) 登録単位の確定は、今回の C P D 履修期間延長対象者に限り、5 月以降原則毎月 1 回行います。
  - (2) 登録更新申請書の送付は、今回の C P D 履修期間延長対象者に限り、5 月以降原則毎月 1 回行います。
  - (3) 登録更新申請の締め切りは、今回の C P D 履修期間延長対象者に限り、6 月・7 月・8 月の各月末とします。

5. 資格登録証の発行

- (1) 今回のCPD履修期間延長対象者に限り、資格登録証の発送は、6月・7月・8月に順次行います。

6. 資格登録証の有効期限

- (1) 5月31日の自己申告締め切り後、CPD履修期間延長対象者（自己申告された方）に対して、「建築コスト管理士資格登録有効期限延長証明書（東日本大震災被災理由）」を発行（送付）します。
- (2) 証明書記載の、資格有効期限は、8月31日とします。

7. 柔軟な対応

- (1) 被災者の方々の今後の復興状況により、履行期間の再変更その他柔軟な対応に努めます。

以上

**【本件についてのお問合せ先】**

社団法人 日本建築積算協会 本部事務局

〒105-0014 東京都港区芝 3-16-12 サンライズ三田ビル3階

Tel 03-3453-9591 Fax 03-3453-9597 e-mail [hp@bsij.or.jp](mailto:hp@bsij.or.jp)